

青森県私立高等学校等（専攻科）生徒対象

奨学のための給付金のご案内（詳細版）

1 「奨学のための給付金」とは？

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯で私立の専攻科生徒がいる世帯の保護者に対し、教科書費や教材費などの授業料以外の教育に必要な経費について給付金を給付する制度です。

令和8年度からの変更点

世帯区分イ、ウについて給付額を引上げ

なお生徒の国籍・在留資格等により、対象となる世帯区分及び給付額が異なる場合があります。

2 給付対象者 生徒(新制度)の対象者について

保護者及び生徒が、基準日（原則7月1日現在。秋入学等の生徒はその入学日現在）において次の全ての要件に該当する場合、給付金の給付の対象となります。

(1) 生徒が私立の専攻科に在学していること。

※ 専攻科以外の生徒は、別紙専攻科以外生徒用のご案内を参照ください。

(2) 生徒が専攻科支援金の受給資格者であること。

(3) 生計維持者が青森県内に住所を有していること。

(4) 基準日の属する年度分の生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が

(ア) 非課税である世帯又は

(イ) 105,500未満である世帯又は

(ウ) 264,500円未満であり、扶養する子等が3人以上いる世帯であること

※ 「扶養する子等が3人いる世帯」とは、市町村民税に係る生計維持者の扶養する子等の数が3人以上であり、かつ生徒が生計維持者に扶養されていることをいう。なお扶養する子等とは、市町村民税における生計維持者の扶養親族であるもののうち、生計維持者と続柄が子のもの又は、扶養している生計維持者よりも年長ではなく、かつ生計維持者との関係が尊属及び配偶者でもないものである。また、市町村民税の扶養親族に反映されない生計維持者に新たに生まれた子等（市町村民税における扶養の判定より後に、生計維持者に出生した実子など）も、扶養する子等に含める。

※ 災害等による離職や傷病等により家計が急変した世帯の場合、今後の収入見込みにより、世帯区分が上記の（ア）から（ウ）である世帯と認められる場合には、給付金の給付の対象となる場合があります。

(5) 専攻科支援金の受給資格者である生徒が、以下の①～⑦のいずれかの国籍・在留資格等要件を有していること。（留学生を除く）

- ①日本国籍を有する者 ②特別永住者 ③永住者等（法務大臣が永住を許可した者） ④日本人の配偶者、子、特別養子 ⑤永住者の配偶者、特別永住者の配偶者又は、永住者の子、特別永住者の子として日本で出生し引き続き日本に在留している方。 ⑥定住者のうち、将来日本に永住する意思がある方。 ⑦家族滞在のうち、日本の小学校、中学校及び高等学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があるもの。

なお、次のいずれかに該当する場合は、給付の対象となりません。

(1) 生徒が児童福祉法による措置に要する費用の支弁対象であり、その生徒に係る見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の生徒を除く。）が支弁されている場合

(2) 生徒又は生計維持者が青森県以外の団体又は個人から、奨学のための給付金の給付額を超える、授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を目的とした金銭を受けている場合

(3) 生徒がその年の4月1日から翌年の3月31日までの全期間休学している場合

※ 生徒が青森県内の私立の高等学校等に在学していても、生計維持者の住所が他都道府県にある場合は、青

森県からこの給付金を受けることはできません。

国籍・在留資格等の要件を満たさない外国籍等の生徒等―生徒（旧制度）の方

上記（１）～（４）を満たし、（５）の国籍・在留資格要件を満たさない場合又は令和８年度３月末から引き続き在籍している留学生は、申請方法・提出書類は新制度と同じです。給付金の給付の対象となります。給付額は「３ 給付額」の外国籍等の生徒等の表を確認してください。

新入生の早期給付

※ 新入生世帯に限り、４～６月分の給付金の早期給付を受けることが可能です。

３ 給付額 ー生徒（新制度）の方

世帯区分	対象世帯【生徒（新制度）】	給付額
ア	道府県民税所得割及び市町村民税所得割 非課税世帯	１人あたり 年額 52,100 円
イ	道府県民税所得割及び市町村民税所得割 合算額 105,500 円未満世帯	１人あたり 年額 17,370 円
ウ	道府県民税所得割及び市町村民税所得割 合算額 264,500 円未満であり扶養する子等が３人以上いる世帯	１人あたり 年額 13,030 円

国籍・在留資格等の要件を満たさない外国籍等の生徒等―生徒（旧制度）の方

給付対象者（１）～（４）に該当し、（５）の国籍・在留等要件に該当しない方や、令和８年３月末から引き続き在籍している留学生は、生徒（旧制度）の制度の対象となります。給付額は下記のとおりです。

世帯区分	対象世帯【生徒（旧制度）】	給付額
ア	道府県民税所得割及び市町村民税所得割 非課税世帯	１人あたり 年額 52,100 円
イ	道府県民税所得割及び市町村民税所得割 合算額 105,500 円未満世帯	１人あたり 年額 10,420 円
ウ	道府県民税所得割及び市町村民税所得割 合算額 264,500 円未満であり扶養する子等が３人以上いる世帯	１人あたり 年額 10,420 円

※ 災害等（自然災害や火事等）により制服が喪失・毀損した場合は、上記金額に世帯区分に応じた金額を加算できる場合があります。該当する場合は、随時御相談ください（生業扶助受給世帯を除く）。

４ 申請手続き

- 生徒が在学する学校に対し、各学校が定める期限（７月頃）までに、申請してください。
- 早期給付を希望する場合も、各学校が定める期限（７月上旬頃）までに、申請してください。
- 家計急変や、災害等により制服が喪失・毀損した場合には、随時相談及び申請手続を行ってください。
- ２人以上の生徒がいる場合は、１人の生徒につき１件の申請が必要となります。

5

申請書類

●申請書（正本に限る。コピー不可）

・青森県私立高等学校等専攻科生徒奨学のための給付金受給申請書（別紙様式1）

●生徒の国籍・在留資格等を確認するための書類

（例）高等学校等就学支援金等の資格認定、確認通知書等（高等学校等修学支援金、高校生・新修学支援、学び直しへの支援、専攻科支援金）、住民票の写し（国籍・在留資格の記載があるもの）、在留カードの写し、特別永住者証明書の写し等。

在留資格が家族滞在の場合、上記いずれかの書類に加え日本の小学校、中学校及び高等学校を卒業したことが分かる卒業証書の写し又は卒業証明書。

●添付書類

（1）道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯の場合（（ア）世帯）

① その年度の生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることを確認できる書類※生計維持者が両親の場合、父母両方の書類が必要です。

（例）市町村が発行する課税証明書、非課税証明書、

道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の決定・変更通知書、納税額通知書、個人番号カードの写しなど

② 給付金の振込先口座の通帳の写し（通帳の表紙及び口座情報が記載されているページの写し）

（2）道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円未満世帯の場合（（イ）世帯）

① その年度の保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が105,500円未満であることを確認できる書類※生計維持者が両親の場合、父母両方の書類が必要です。

② 給付金の振込先口座の通帳の写し（通帳の表紙及び口座情報が記載されているページの写し）

（3）道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額264,500円未満であり、扶養する子等が3人以上いる世帯（（ウ）世帯）

① その年度の保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が264,500円未満であることを確認できる書類※生計維持者が両親の場合、父母両方の書類が必要です。

② 給付金の振込先口座の通帳の写し（通帳の表紙及び口座情報が記載されているページの写し）

③ 扶養親族申告書（別紙様式2）

（4）青森県以外の区域に設置されている高等学校等に在学している生徒

（1）～（3）に掲げる書類のほか、次の書類を提出してください。

① 在学証明書

② 専攻科支援金の受給資格があることを明らかにする書類

③ 個人対象要件を満たしていることを明らかにする書類

④ 生徒本人の国籍・在留資格等を確認できる書類 例：住民票の写し（国籍・在留資格等の記載があるもの）、在留カードの写し等

（5）その他

給付金と授業料以外の教育に必要な経費（学校徴収金等）との相殺を希望する場合は、（1）～（4）に掲げる書類のほか、給付金の受給を学校設置者（学校長）に委任する旨の委任状を提出してください。

6

その他・問合せ先

●給付金の振り込みの時期：早期給付8月、通常給付12月（いずれも予定）

●偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたときは、その給付金を返還していただきます。

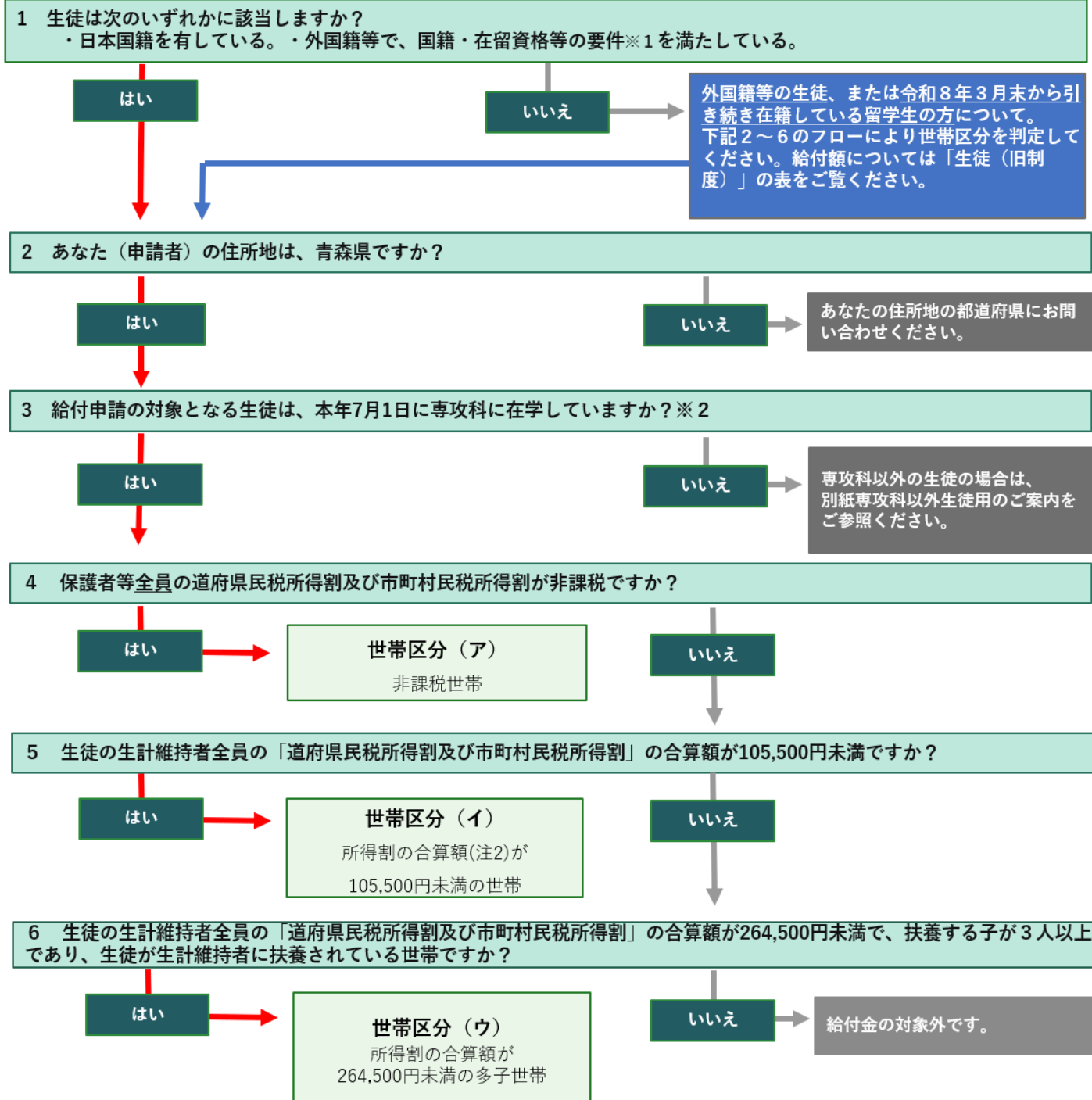
問合せ先（在学する学校又は下記にお問い合わせください。）

〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1

青森県子ども家庭部県民活躍推進課 学事振興グループ （TEL 017-734-9869）

奨学のための給付金「世帯の区分」フローシート【専攻科】

このフローシートは、奨学のための給付金受給申請書の「1 世帯の区分」にチェックする欄を確認するためのものです。次のフローに沿って奨学のための給付金受給申請書にチェックする世帯の区分を確認してください。外国籍等の生徒については、国籍・在留資格等により、対象となる世帯区分及び給付額が異なる場合があります。



※1 国籍・在留資格等の要件について(新入生の留学生を除く)

①日本国籍を有する者 ②特別永住者 ③永住者等(法務大臣が永住を許可した者) ④日本人の配偶者、子、特別養子 ⑤永住者の配偶者、特別永住者の配偶者又は、永住者の子、特別永住者の子として日本で出生し引き続き日本に在留している方。⑥定住者のうち、将来日本に永住する意思がある方。⑦家族滞在のうち、日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があるもの。

※2 秋入学等の生徒については、「その秋入学の日に入學しましたか？」と読み替えてください。途中入学の場合は対象外となります。また、家計急変や早期給付を希望する場合においては、それぞれの基準日で判断してください。